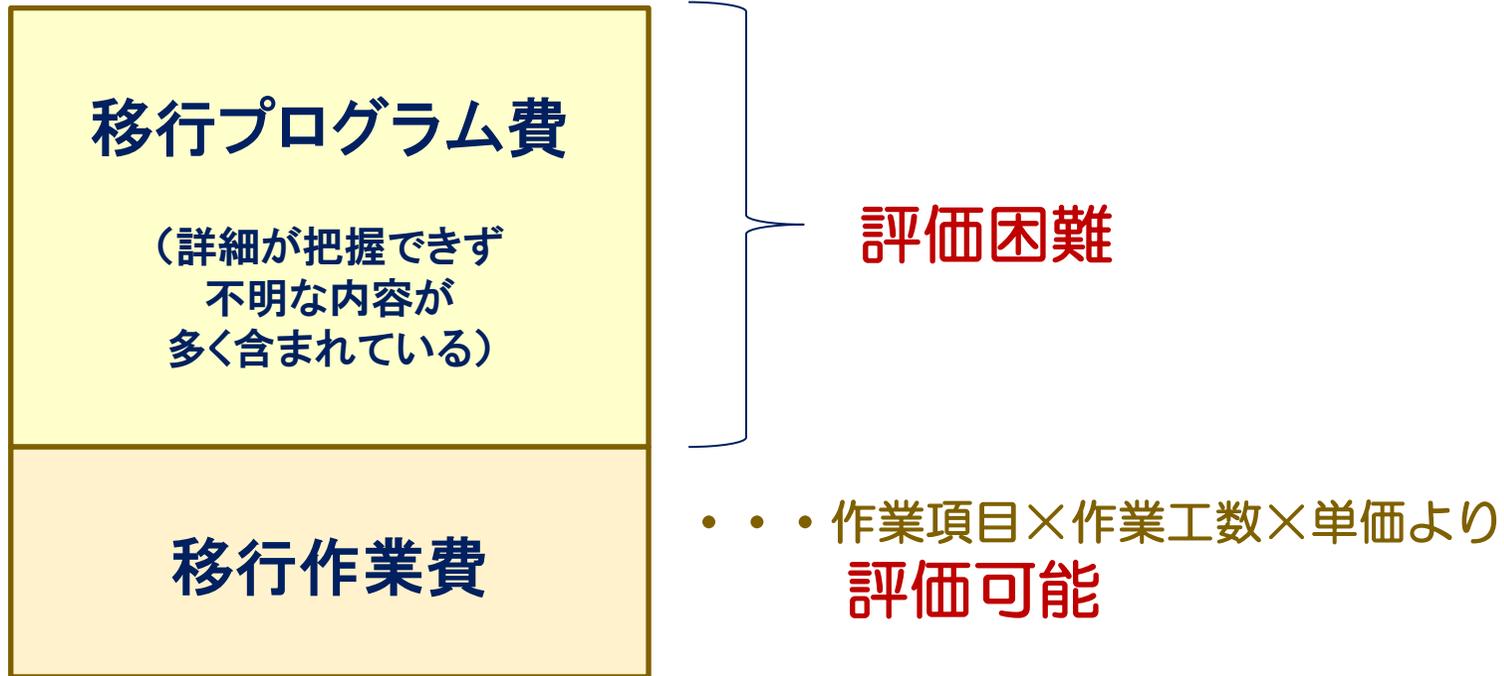


# 中間標準レイアウトの活用について

平成24年3月15日

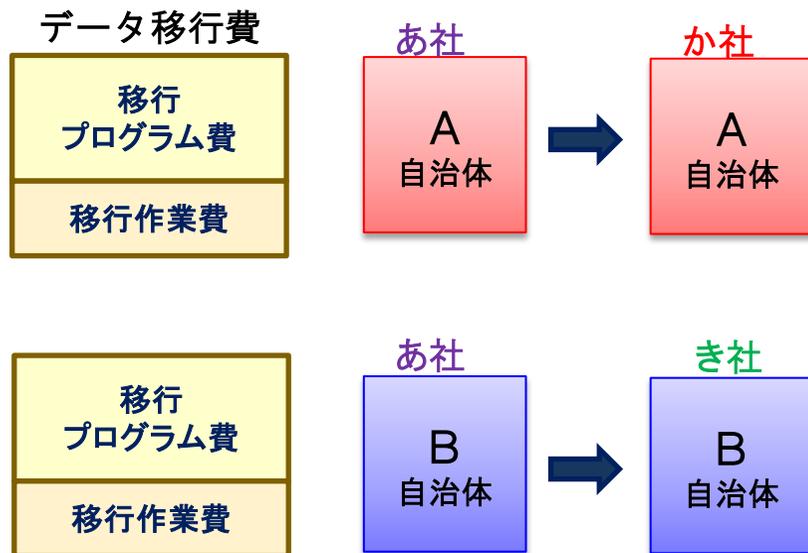
(1) データ移行費の実態



## (2) 中間標準レイアウトの活用によるデータ移行経費の縮減方法

## a 同一企業は2回目からのデータ移行費の大幅減

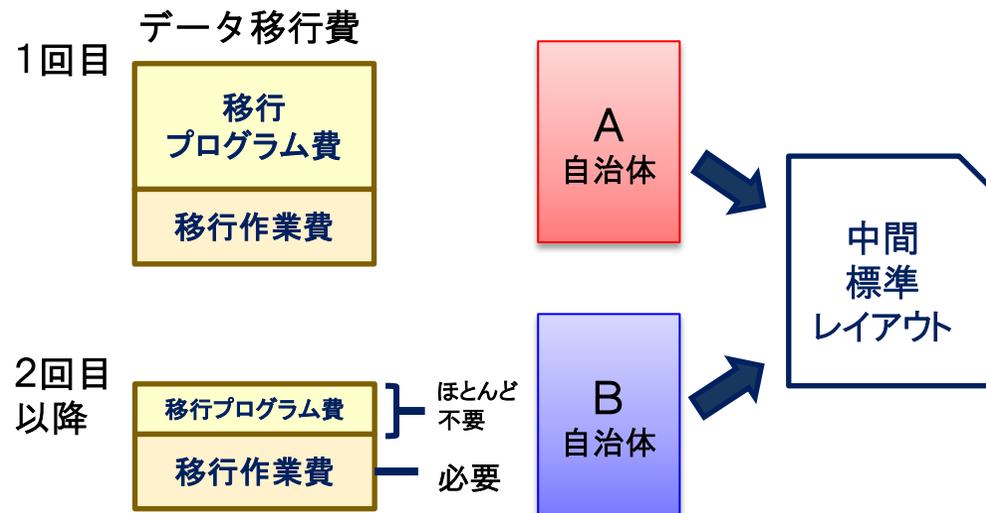
&lt;従来&gt;



繰り返し効果なし

移行先フォーマットが業者ごとに異なるため、毎回移行プログラム開発費が必要になる

&lt;今後&gt;



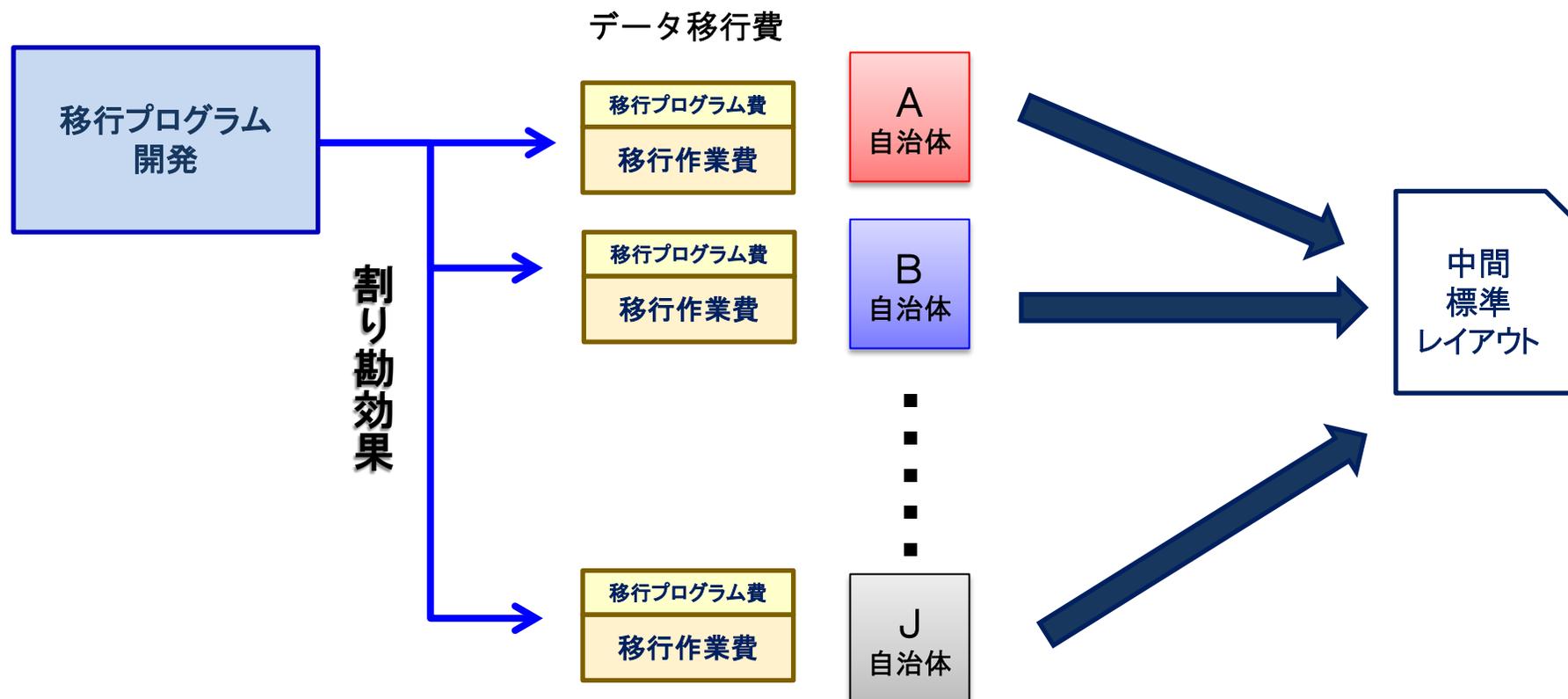
繰り返し効果あり

移行先フォーマット（中間標準レイアウト）が同一のため移行プログラム開発費は2回目以降からほとんど不要になる

## (2) 中間標準レイアウトの活用によるデータ移行経費の縮減方法

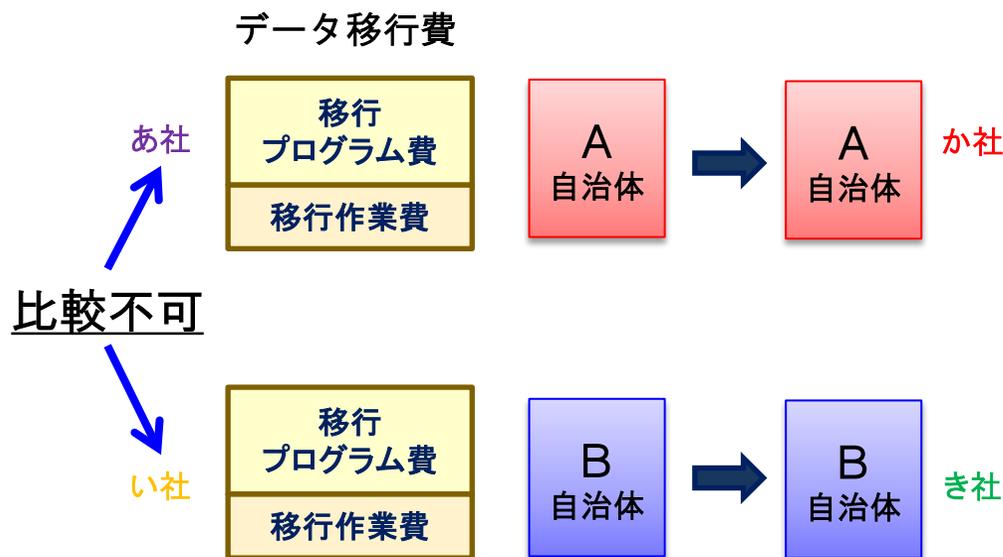
## b 割り勘効果によるデータ移行経費縮減方法

複数団体に既存システムを有する事業者は今後約5年間に発生するであろうデータ移行業務を見込み、割り勘効果を反映した価格提示を行う



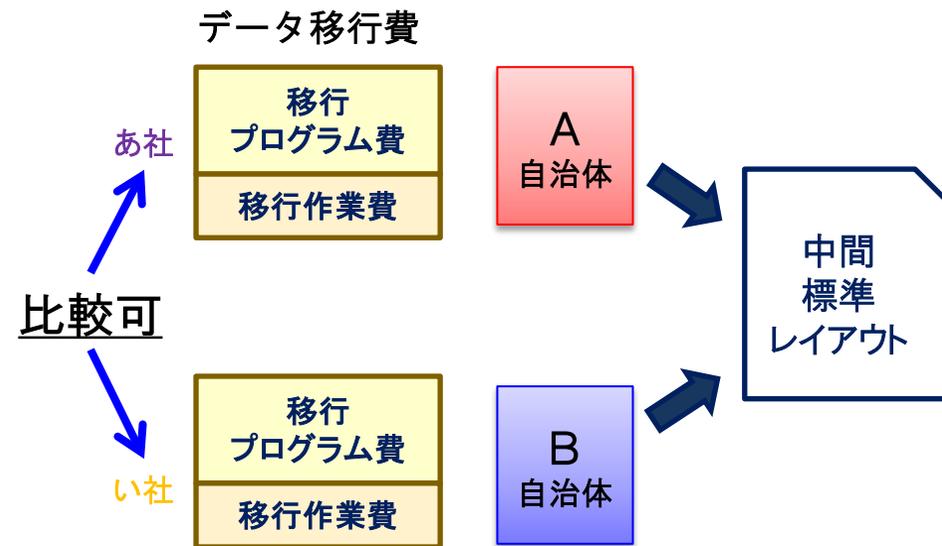
### (3) 中間標準レイアウトの活用し、同等規模自治体の他社比較を行うことによるデータ移行経費の抑制効果

<従来>



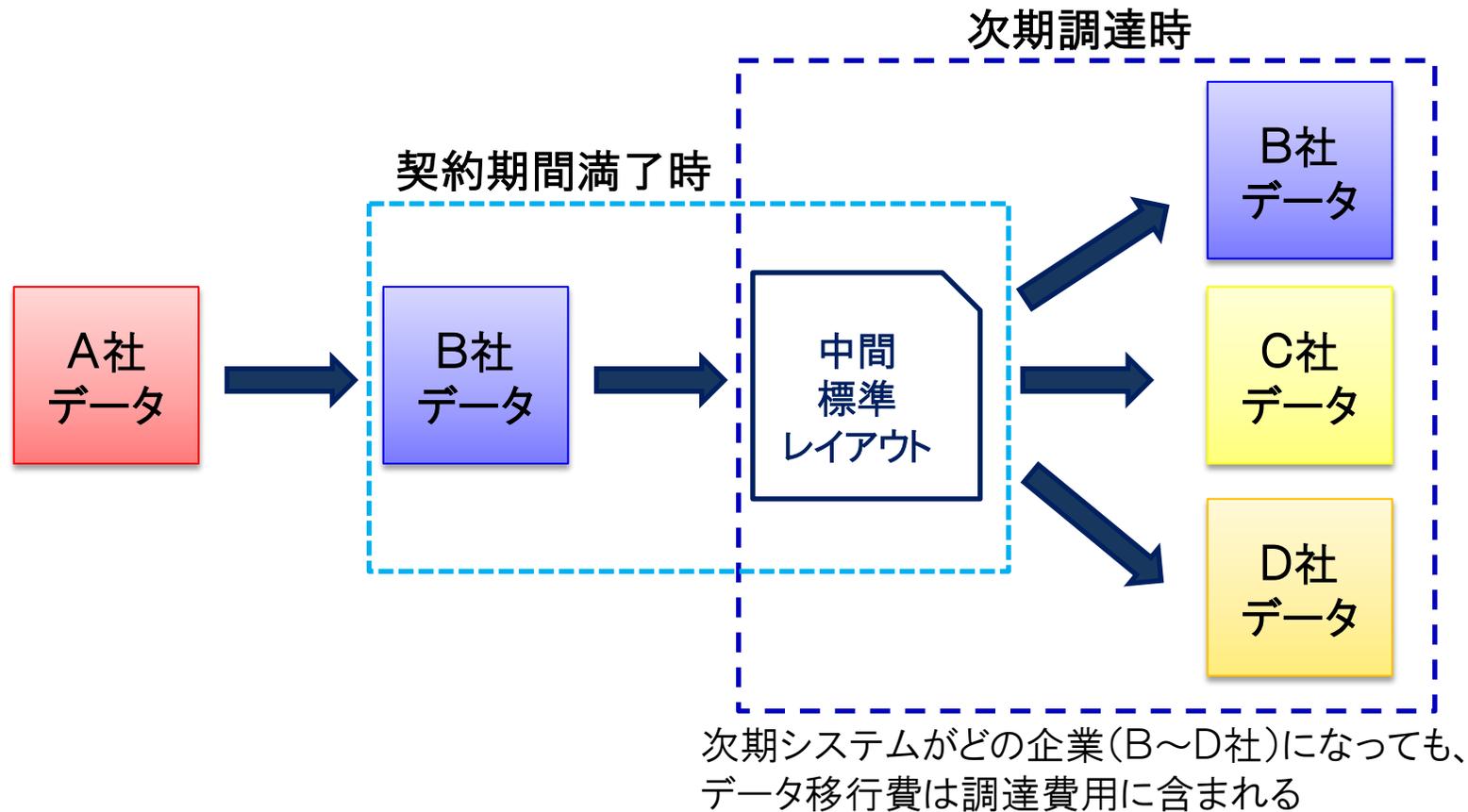
(あ社のデータレイアウト→か社のデータレイアウト)のデータ移行費と  
 (い社のデータレイアウト→き社のデータレイアウト)のデータ移行費は  
 移行プログラム費、移行作業費ともに比較が困難である

<今後>

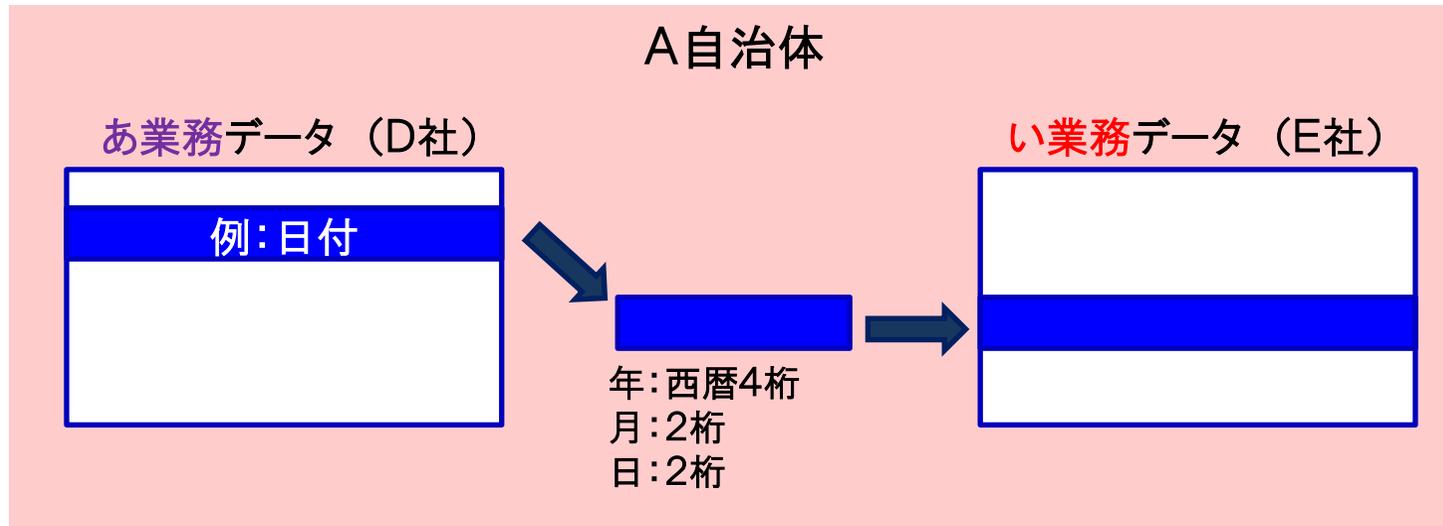


あ社の(A自治体→中間標準レイアウト)へのデータ移行プログラム費用と、  
 い社の(B自治体→中間標準レイアウト)へのデータ移行プログラム費用は  
 A自治体・B自治体が同一規模ならば大きな差がないはずである。また移行作業費の差も少ないはずである

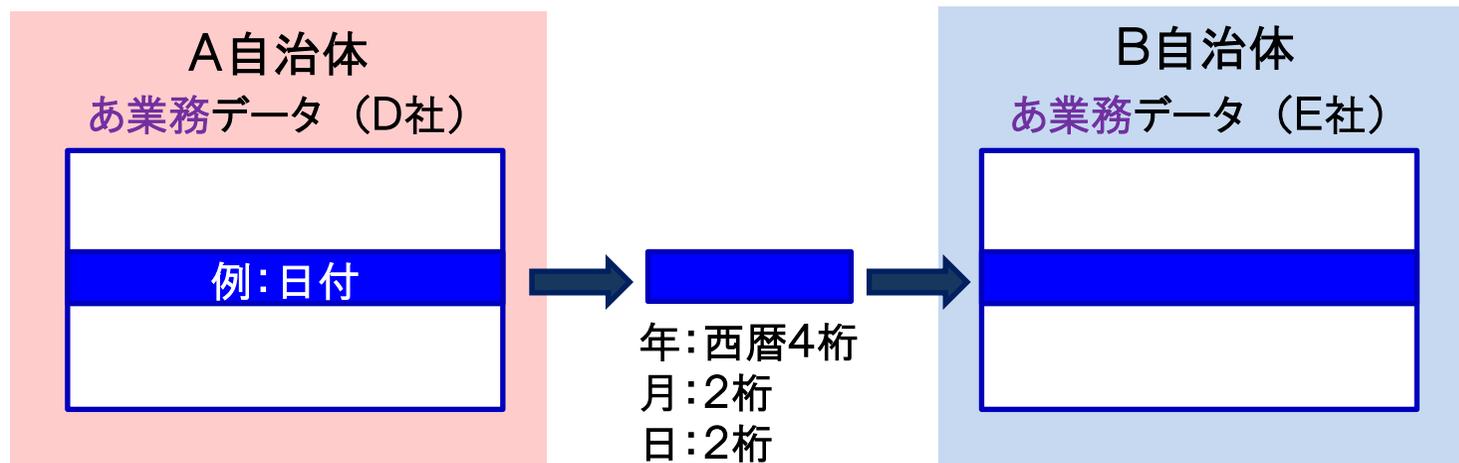
- (1) 契約完了時に「中間標準レイアウト」にてデータ提供を義務付け、次回のリプレース時にデータ移行を大幅削減・・・自治体



- (2) 同一自治体内の異なる企業の業務システム間連携の標準データとして利用可能  
.....ベンダー、自治体



- (3) 他自治体内のデータ交換時の標準データとして利用可能  
.....ベンダー、自治体



#### (1) 制度改革等による「中間標準レイアウト」の変更の必要性

- 「中間標準レイアウト」の初版公開後、制度改正等に起因し「中間標準レイアウト」の追加・変更が必要となることがある
- この追加・変更が遅延なく行われることが、利用にあたって重要となる
- 変更後も遡及時に利用したり、過去のログ内容確認等のため、過去の「中間標準レイアウト」が必要になると考える

## (1) 中間レイアウトに採用するデータ項目

- 地域情報プラットフォームに対応した項目は採用する
- 地域情報プラットフォームに非対応の項目も業務の必要性を考慮し採用する
- 異なる業務システム間の連携データ項目や他団体間のデータ連携項目は、中間標準レイアウトの活用で効果があるため採用する

## (2) データ移行費用の指標の提示

- 先行データ移行実施自治体の実績を蓄積し公開する

## (3) データ移行時のデータ著作権

- 原則として、データ移行時のデータの著作権は自治体にあると考える  
今後の調達時には、この主旨を調達仕様書へ明記する